

企画競争説明書

業務名称：ニカラグア国海岸災害に強い地域作りのための
事前防災投資促進プロジェクト

調達管理番号：23a00719

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年11月22日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年11月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ニカラグア国海岸災害に強い地域作りのための事前防災投資促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年2月 ～ 2027年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年2月 ～ 2025年5月

第2期：2025年6月 ～ 2027年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】16ヵ月未満想定

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

【第2期】23ヵ月未満想定

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年11月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年11月29日 12時
3	質問への回答	2023年12月4日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、	2023年12月15日 12時

	プロポーザル等の提出期限日	
6	プレゼンテーション	2023年12月20日 14時～16時
7	評価結果の通知日	2023年12月25日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ニカラグア国海岸災害に強い地域づくりのための事前防災投資促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00523）の受注者（株式会社 Ides）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付
ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別

見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	海岸を取り巻く状況、保護区の扱いを踏まえたパイロット市及びパイロット沿岸の選定基準	第4条2.(3)
2	海岸保全基本戦略、海岸保全基本計画の策	第4条2.(7)

	定における民間セクターを含めた関係機関の連携・協議手法について効率的・効果的に実施するための工夫	
3	本邦研修の詳細（日程案、講義項目、訪問先等）	第5条 2. (3)
4	過去の海岸防災分野案件の達成成果・教訓を踏まえた本案件の提案	第5条 2. (5)1.

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 業務の期分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1期：2024年2月～2025年5月
- ・第2期：2025年6月～2027年4月

第1期の終了時点において、第2期の業務内容の変更の有無等について発注者が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結する。

(2) 本案件における対象災害

1. 本案件で策定する計画においては対象災害は海岸災害（津波、ハリケーン等による高潮、波浪（うねりを含む）、海岸侵食）である。詳細計画策定調査時にC/Pである国家災害管理・防災機構（SINAPRED）（以下、「C/P」という。）より、海岸災害の他、河川や湖の氾濫を扱いたいとの要望があったが、災害発生メカニズムを踏まえ、河川氾濫については津波・高潮が原因となるものを除きプロジェクト対象外とする。また、海岸の土砂収支の状況を把握するために必要な場合、河川の上流域の保全及び開発状況等は調査対象となるが、土砂災害対策の検討等はプロジェクト対象外とする。
2. 本業務においては、津波、高潮、波浪により発生する被害に対し、構造物対策を含む事前防災投資の実現に向けた調整を行うことを主とする。
3. 案件開始時に改めて対象災害の範囲をC/P及びJICAと確認する。

(3) 用語の定義

1. 成果3、成果4の活動はパイロット沿岸、パイロット市を対象に行う。パイロット沿岸はパイロット市が有する沿岸域を市境で分断せず、より広域範囲を指す。第2期の事業の開始に当たり、詳細な範囲を発注者と確認する。
2. 本事業で対象とするパイロット市はニカラグア政府と4市の候補を合意している。数、対象市ともに第2期開始時点までにニカラグア政府と最終確認、合意する。¹
3. 沿岸域は背後地まで含めた広範囲のエリアを指し、海岸域は汀線を中心に海岸付近のエリアを指し、沿岸域と比較し限定的な範囲となる。

(4) 海岸保全基本戦略・基本計画策定にあたっての考え方

1. 目標とする海岸保全は、『防護』目的のみでなく、日本の海岸法に示される基本的理念と同様、『防護』、『環境』、『利用』の3つの目的を達成するための調和のとれた総合的な海岸管理の実現を、ニカラグア国の状況や文化や考え方に沿った形で図ることにある。
2. 海岸侵食や堆積やそれらに関係した構造物等の被害に関しては、問題発生後の事後対策としての、問題箇所のみに着目した整備対策を検討するのではなく、海岸域の物理現象（波の影響、漂砂の連続性、土砂収支、及びその他影響を与える要因）の理解に基づき、気候変動影響による海面上昇や波浪変化等を踏まえた今後の予想される将来事象を踏まえ、その解決を図るための、より広域的かつ包括的な視点での計画とする。
3. 日本の海岸保全基本方針・基本計画の前提条件と大きく異なる点として、日本では既に沿岸開発が行われた後の海岸保全・施設整備を前提としているのに対し、ニカラグアでは今後も沿岸開発が想定される中で、同時に海岸保全・施設整備を図っていく必要がある点にある。これより、本業務で検討する海岸保全基本戦略、基本計画はこの前提条件を十分考慮し、関連する開発計画との整合性やその計画による影響分析、影響に対する対策方針を含めたものとする。
4. 沿岸域には、沿岸開発を行う事業者として運輸・インフラ省（MTI）や民間セクター、海岸対策を担う SINAPRED や国土地理院（INETER）、環境天然資源省（MARENA）、地方自治体等いくつかの事業者が混在する。海岸保全基本戦略、海岸保全基本計画、海岸保全施設整備計画、地方防災計画

¹ パイロット市及びパイロット市沿岸の選定基準について、沿岸域の状況、保護区の取り扱いを踏まえ、プロポーザルにおいて提案すること。

(PMGIR)における海岸災害対策セクションの検討の際は、関係機関との連携・調整を行い、関係機関との協議を経て最終化する。既存計画が海岸の保全に対して悪影響を及ぼすことが想定される場合は、当該事業計画の変更や必要な対策の検討を促すなどの働きかけを行う。

5. 沿岸域は、地域住民の生活や文化の継承に密接に関わる場でもある。これを踏まえ、検討に際しては、積極的に住民の意見を取り込むことに留意する。
6. 気候変動の影響として、海洋側で発生する現象（海面上昇、波高、波向（風向）、潮流等の変化）については、海岸災害対策施設計画策定において考慮する。
7. 海岸災害対策に関して、ニカラグア国政府として、その防護目標（施設による防護目標、政府として責任を持って地域を防護するべく施設整備を行う目標）は設定されていない。よって本業務を通じ防護目標について検討し、その防護目標案に基づき海岸保全基本計画の中の海岸災害対策施設計画を検討する。
8. 各種計画策定時はニカラグア国における環境社会配慮に関する法制度に基づき実施する。

(5) 各種計画の位置づけ

1. 海岸保全基本戦略は、海岸保全に関する国家戦略となり、①基本的指針（防護・環境・利用のバランス）、防護方針、②関係機関の役割、③海岸保全基本計画の基本事項（定める事項、留意事項）を含める。日本の海岸保全基本方針をもとに、ニカラグアの状況に応じた方針を策定すること。
2. 海岸保全基本計画は、長期間に渡る適切な海岸保全・管理のための基本的な事項。①利用エリア、環境保護エリア、防護エリア等の区分け、②各区域でのハザードレベル及び防護水準の決定、③防護エリアの災害対策戦略（概略施設配置計画含む）、④海岸の適切な利用と環境保全を含める。
3. 海岸災害対策施設計画は、対象海岸における施設事業計画。①ハザードレベル、②防護レベル、③施設配置計画、④事業による影響評価、⑤概略設計、⑥積算及び費用便益分析、⑦事業計画実施のための財源確保への提言を含める。計画検討時は生態系の活用も十分に検討し、ECO-DRRの活用を考慮する。また、関係省庁・機関、地元の学識・研究者、自治体組長等関係者からなる委員会を設置し、関係者の意見を取り入れ検討を進める。
4. 海岸保全基本戦略・基本計画はニカラグア国政府が策定することを定めたものではなく、プロジェクト開始前時点ではその計画に効力はない。基本戦

略・基本計画案については、策定過程にあたって SINAPRED、INETER、MARENA、地方政府等関係機関で相互に連携し、関係機関と共通認識の醸成、実態的に有効な計画になるよう図る。また、国家計画や SINAPRED の計画と位置付けられるようにするなど、法的効力を持たせる方法を具体的に提案する。

5. PMGIR における海岸災害対策セクションには、構造物対策事業案の提言も含まれる。地方自治体の予算計画や行政計画等に組み込まれるよう調整する。
6. パイロット沿岸・パイロット市にて策定する海岸災害対策施設計画及び PMGIR における海岸災害対策セクションは、将来的に、ニカラグアの他沿岸域において水平展開される様具体的な対応を提言し、実現に向け調整する。水平展開の実現を図る上で、他沿岸域の関係者への積極的な情報共有、計画策定の考えの統一化（例えば、海岸域の自然条件や利用状況に応じたそれぞれのパターン毎の考え方のある程度の統一化）を図る。

(6) 技術移転

1. 沿岸を適切に管理し、有効な海岸災害対策事業を進めるため、海岸保全に関する正しい理解とその為の能力向上を行う。計画策定業務や関係者との協議の機会に技術移転を考慮した活動を行い、技術協力作成資料の理解の促進を通じて技術移転を行う。
2. パイロット市をはじめとしたプロジェクト対象地域での PMGIR 策定に関しては、SINAPRED が独自又は関係機関の協力を得て実施している地方自治体向けの研修を通じて支援を行う。この研修を SINAPRED 及び関係機関が実施できるよう技術移転を行う。
3. 津波ハザード解析に関しては、INETER CATAC とともに取り組む。CATAC は津波ハザード解析の経験を持つが、解析の実施手法、検討手法について、技術移転を行う。
4. 高潮・波浪ハザードに関しては、ニカラグア国内での実施実績がないことから、プロジェクト内でハザード評価を実施する。ハザード評価の際は気候変動を考慮する。なお、ハザード評価の手法、実施、実施手法については INETER 気象部を中心に技術移転を行う。
5. ニカラグアでは海岸災害対策のみでなく、洪水、土砂災害対策においても対策計画の技術的検討の経験が十分でない。本プロジェクトを通じてニカラグア国における課題・ニーズ分析を実施し、報告書に取り纏める。

(7) プロジェクトの実施体制

本事業の C/P は、SINAPRED であるが、海岸保全基本戦略案や海岸保全基本計画案の策定に際しては、INETER、MARENA、MTI や民間セクター等関係機関との連携が必要である。それぞれの計画の検討・最終化に当たっては、関係機関と協議を行い、各機関が連携した計画を策定する。²

(8) 衛星画像の有効利用

海岸保全基本計画の検討等の業務を行う際、調査区域が広域に及ぶことから衛星画像の有効活用を図る。大きな空間スケールの現象と現地調査によって得られる現地状況との比較・照合を行う。

(9) 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

1. 仙台防災枠組への貢献

本プロジェクトは仙台防災枠組の優先行動 1「災害リスクの理解」、優先行動 2「災害リスクを管理する災害リスクガバナンスの強化」、優先行動 3「強靱性のための災害リスク削減への投資」に沿った取組みである。

我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、積極的に本事業の成果を発表し、理解を得る。より効果的に発信できるように、受注者は JICA、C/P と相談する。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていく。

2. UNDRR、MCR2030 との連携：

発注者は UNDRR と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient 2030 (以下、

「MCR2030」という。)が展開されており、発注者はコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、未参加の都市に対する同イニシアティブへの参画の働きかけや、参加している都市に同イ

² 民間セクターを含む関係機関との連携・協議手法について、効率的・効果的に実施するための工夫をプロポーザルにて提案すること。

ニシアティブの活動等に参加してもらうなどである。本プロジェクトにおいては、このイニシアティブへの協力や、地方での取り組みが進むようこのイニシアティブを活用するなどの工夫を行う。また、本プロジェクトでパイロット市としてモニタリング・評価の対象となる都市が Resilient Hub に登録されるような場合は、積極的にこの活動を支援し、本プロジェクトの成果が MCR2030 を通じて広まるようにする。（参考：<https://mcr2030.undrr.org/>）

(10) プロジェクト活動の記録

発注者は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、発注者へ提出する。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画／裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てる。

(11) 資金調達の検討

本プロジェクト、海岸災害対策施設計画及び PMGIR の海岸災害対策セクションで検討する事業の費用の資金調達手法について、関係機関から情報収集や案件コンセプトペーパーの作成等実現化に向けた調整を行う。具体的な関係機関としては、緑の気候基金（GCF）、米州開発銀行（IDB）、中米経済統合銀行（CABEI）や JICA などが想定される。

(12) 環境社会配慮

1. 本プロジェクトの対象地域のうち、カリブ海沿岸付近には IUCN が定める保護区が含まれているが、先方政府は開発を進めたい意向を持っている。計画策定時や協議時にはこの点に留意し、業務を進める。
2. 本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA 環境社会ガイドライン）に掲げる影響を受けやすい地域に該当するため、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されている。具体的には、カリブ海側のパイロット候補市が、生物多様性重要地域（KBA）に指定されており、かつ重要な生息地に該当している。各種計画の最終化前には、発注者が環境社会配慮助言委員会に内容を説明する際の支援を行い、得られた助言を踏まえて、計画に取り込む。

3. ニカラグアでは、環境影響評価法の中で戦略的環境影響評価（SEA）について言及されているが、手順及び要求事項が明確に定められておらず、実態として運用されていない。SEAの実施に際しては、MARENA及びJICAと十分に協議の上、実施手順と内容を検討する。過去にSEAを実施し、環境社会配慮助言委員会の付議もされた類似案件を以下に示す。

○フィリピン国

「ダパオ市治水対策マスタープラン策定プロジェクト（開発調査型技術協力）」

○パラグアイ国

「ヤシレダム湖隣接地域総合開発プロジェクト（開発調査型技術協力）」

（参考：<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/advice/wg.html>）

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務<第1期>

①成果1に係る活動

- 1-1. ニカラグアでの海岸災害（津波、高潮、波浪、海岸侵食）に関するデータ収集と現状分析
- 1-2. 沿岸域の環境、利用及び開発に関するデータ収集と現状分析
- 1-3. 海岸管理に関する関係機関と、各機関の責任に関する分析
- 1-4. 国レベルの海岸保全基本戦略で検討すべき課題に関する調査
- 1-5. レベルの海岸保全基本戦略案の作成
- 1-6. 海岸保全基本戦略に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

活動1-5は2段階に分けて実施する。活動1-1～1-4を踏まえ、第1期終了5か月前に基本戦略（暫定案）を示し、先方政府並びにJICAとの協議を開始する。なお、基本戦略は基本計画提出以前にJICAへ提出すること。その後、第1期終了時まで活動1-1～1-4を継続させ、基本戦略案の更新を行う。

②成果2に係る活動

- 2-1. 全国レベルのハザード分析
- 2-2. ハザード曝露（曝露範囲における人口・資産など）を含む沿岸地域の土地利用、開発計画、海岸災害による被害状況の現状分析
- 2-3. 環境社会配慮に係る検討（戦略的環境アセスメント（SEA）等）を行った上で、防護可能な沿岸地域の特定
- 2-4. 活動 2-3.で特定された地域にふさわしい緩和方針の決定
- 2-5. 活動 2-1.から 2-4.の成果を基に海岸保全基本計画の策定
- 2-6. 海岸保全基本計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

活動2-5は2段階に分けて実施する。活動2-1～2-4を踏まえ、第1期終了5か月前に基本計画（暫定案）を示し、先方政府並びにJICA（地球環境部、環境社会配慮助言委員会）との協議を開始する。なお、基本計画は環境社会配慮助言委員会（第1期終了2か月前に開催予定）への付議を想定しており、助言委員会開催2か月前までに内容の最終化を行うこと。その後、第1期終了時まで活動2-1～2-4を継続させ、基本計画案の更新を図る。

④ 全体に係る活動

- ・ 現地課題の分析、C/P とのニーズ調査を実施し、成果 3、4 のより具体的な成果・活動イメージ（案）を作成する。
- ・ 第 1 期終了 5 か月前までに、海岸保全基本戦略（暫定案）、海岸保全基本計画（暫定案）、SEA 報告書（第 1 期）、成果 3、4 のより具体的な成果・活動イメージ（案）について、とりまとめ、JICA とともに先方政府との協議を行い、その結果を修正 R/D（案）として第一期終了時まで作成する。

（2）プロジェクトの活動に関する業務＜第 2 期＞

第 1 期の協議を通じ活動は変更の可能性はあるが、現時点では下記を想定。なお、パイロット市は（都市数含め、C/P と最終合意前）下記 4 市を想定。

- ・ 太平洋沿岸：Corinto（Chinandega）、San Juan Del Sur（Rivas）
- ・ カリブ海沿岸：Puerto Cabezas（RACCN）、Bluefields（RACCS）

① 成果 1、2 に係る活動

第1期で先方政府と合意した方針を踏まえ、海岸保全基本戦略、海岸保全基本計画策定・最終化において関係機関との協議や不足事項の調査を経た最終化作業を実施する。

- 1-4. 国レベルの海岸保全基本戦略で検討すべき課題に関する調査
- 1-5. レベルの海岸保全基本戦略案の作成
- 1-6. 海岸保全基本戦略に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

- 2-3. 環境社会配慮に係る検討（戦略的環境アセスメント（SEA）等）を行った上で、防護可能な沿岸地域の特定
- 2-4. 活動 2-3.で特定された地域にふさわしい緩和方針の決定
- 2-5. 活動 2-1.から 2-4.の成果を基に海岸保全基本計画の策定
- 2-6. 海岸保全基本計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

②成果3に係る活動

- 3-1. パイロット市において、市レベルで防護可能な海岸の特定
- 3-2. ジェンダー平等を考慮した実施可能な防護対策の特定と代替案の検討
- 3-3. 環境社会配慮に係る検討（戦略的環境アセスメント（SEA）等）を行った上で、実施可能な代替案の評価
- 3-4. 活動 3-1.から 3-3.を基に最適な対策を決定
- 3-5. 活動 3-1.から 3-3.の成果を基に、海岸災害対策施設計画の策定
- 3-6. 優先プロジェクトの予算措置に関する調査
- 3-7. 海岸災害対策施設計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

③成果4に係る活動

- 4-1. パイロット市におけるジェンダー平等を考慮した構造物対策の検討
- 4-2. パイロット市での優先プロジェクト決定のためのジェンダー平等の観点からの有効性とコスト評価
- 4-3. パイロット市での PMGIR への海岸災害対策セクションの統合
- 4-4. 活動 4-3.を基に、パイロット市での各事業の予算計画作成
- 4-5. 海岸災害対策のセクションを PMGIR に統合するための研修コンテンツと、ガイドラインを SINAPRED が準備
- 4-6. PMGIR に基づく予算メカニズムを準備
- 4-7. 市レベルでの海岸災害対策と緩和策の計画に関するセミナー／ワー

クシヨップ等の能力強化活動

全体に係る活動

(3) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 ・海岸管理に関する適切な視察、講義項目、訪問先について提案すること。なお、静岡、愛知の海岸の視察を想定し、中部センター所管を想定しているが、所管国内機関を含め提案³すること。 ・研修終盤では、各種計画の策定方針についてC/PとJICAがJICA本部で協議を行うため、東京訪問を加えること。 ・本邦研修における協議支援を行うこと。
実施回数	合計1回 第1期中盤（2024年10月、11月を想定）に実施予定 ⁴
対象者	SINAPREDの準高級、INETER、MARENA、MTI等海岸災害対策推進における関係機関の担当者
参加者数	約8名/回
研修日数	約15日（移動日を含む）/回

上記研修とは別枠で技術移転の一環として、C/Pが日本の防災計画策定手法を学ぶため、課題別研修「中南米総合防災」への参加を想定している。本業務では、研修の趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について、JICAニカラグア事

³ 詳細計画策定調査時点では、海岸管理に関する本邦研修を実施することを合意したのみで、研修に関する詳細は確認していない。適切な視察、講義項目、訪問先をプロポーザルにて提案すること。

⁴ 第1期終了時にJICAと先方政府の協議を想定しており、研修来日期間中の協議を想定し、実施時期を検討しているが、より良い提案がある場合プロポーザルにて示すこと。

務所及びニカラグア政府関係者と協議・調整し、研修実施前後の説明やフォローアップ等の支援を行うこと。また、研修参加者の人選、必要書類の取付け等、研修員受入に関する支援・調整を行う。

(4) 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

(5) 現地再委託

本プロジェクトでは、以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	被害調査	対象：全海岸（文献調査を踏まえ、現地調査場所を最終化。パイロット候補市4市を対象とするが、文献調査結果を踏まえ、現地調査対象場所を発注者と確認する。）	1回 <第1期>	定額計上
2	高潮・波浪計算（※津波計算は再委託対象外）	対象：全海岸	1回 <第1期>	定額計上
3	SEA調査支援（ステークホルダー協議の開催支援、パイロット市の環境社会に関するベースライン調査、情報収集・整理等）	対象：カリブ海側2市 ※第1期の結果パイロット候補市にIUCNの指定対象地域が入らない場合本業務は実施しない。	2回（各市で1回ずつ）	定額計上

(6) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータア

アップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ エンドライン調査

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

④ 環境社会配慮に係る調査—「戦略的環境アセスメント」

(1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA環境社会ガイドラインに基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

(2) スコーピング案(第1期SEA報告書)、第2期SEA報告書の各段階で、それぞれ情報公開を行い、現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び第2期SEA報告書の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(3) 主な調査項目は、以下のとおり。

1. 政策、計画等の目的・目標の検討
2. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
3. 環境社会配慮(環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
4. 「JICA環境社会ガイドライン」との乖離
5. 関係機関の概要
6. 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
7. 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
8. スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
9. ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
10. 影響の予測
11. 影響の評価及び代替案の比較検討(PPPレベル)
12. 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
13. モニタリング方法の検討
14. ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。)

⑤ ジェンダー平等を推進する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第6条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

期	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第1期	業務計画書（第1期）	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から1か月以内	英語、スペイン語	電子データ	
	SEA報告書（第1期）	業務開始から9カ月後目途（※助言委員会の実施時期を踏まえ日程確定予定）	英語	電子データ	
	業務完了報告書（第1期）	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
				CD-R	2
	事業完了報告書（第1期）	契約履行期限末日	英語、スペイン語	製本	各3部
CD-R				2枚	
	業務計画書（第2期）	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	

第 2 期	ワーク・プラン (第2期)	業務開始から1か月以内	英語、 スペイン 語	電子データ	
	SEA報告書 (第2期)	業務開始から1年後目途 (※助言委員会の実施時 期を踏まえ日程確定予 定)	英語	電子データ	
	業務完了報告書 (第2期)	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
				CD-R	2枚
事業完了報告書 (第2期)	契約履行期限末日	英語、 スペイン語	製本	各 3部	
			CD-R	2枚	
全 体	モニタリングシート	別途指定 (6か月に1回程度の頻 度)	英語、 スペイン語	電子データ	

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書 (第1期、第2期共通)

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン (第1期、第2期共通)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCCの体制等を含む)

- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）（第1期）業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 次期活動計画
- ⑥ 添付資料（添付資料は日本語もしくは英語へ翻訳）
 - (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ)業務フローチャート
 - (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
 - (エ)人員計画（最終版）
 - (オ)研修員受入れ実績
 - (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
 - (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
 - (ク)合同調整委員会議事録等
 - (ケ)その他活動実績

（5）（第2期）業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 添付資料（日本語もしくは英語へ翻訳）

- (コ)PDM（最新版、変遷経緯）
- (サ)業務フローチャート
- (シ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (ス)人員計画（最終版）
- (セ)研修員受入れ実績
- (ソ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (タ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (チ)合同調整委員会議事録等
- (ツ)その他活動実績

(6) (第1期) SEA 報告書

第5条「業務の内容」(6)その他、④環境社会配慮に係る調査-「戦略的環境アセスメント」、(3)1「政策、計画等の目的・目標の検討」～9「ベースラインとなる環境社会の状況」について報告。環境社会配慮助言委員会ワーキンググループの付議資料となることも想定の上、作成。

(7) (第2期) SEA 報告書

第5条「業務の内容」(6)その他、④環境社会配慮に係る調査-「戦略的環境アセスメント」の全体報告書の作成。第1期の内容を踏まえ最終化。環境社会配慮助言委員会ワーキンググループの付議資料となることも想定の上、作成。

(8) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。各期の報告書に添付する資料は以下の通り

<第1期>

- (1) 海岸保全基本戦略（ドラフト版）
- (2) 海岸保全基本計画（ドラフト版）
- (3) SEA 報告書（ドラフト版）

<第2期>

- (4) 海岸保全基本戦略（ドラフト・更新版）
- (5) 海岸保全基本計画（ドラフト・更新版）
- (6) パイロット海岸における海岸災害対策施設計画（ドラフト版）
- (7) パイロット市における PMGIR における海岸災害対策セクション（ドラフト版）
- (8) 海岸災害対策施設計画の重要事項の説明資料のためのコンテンツ
- (9) PMGIR における海岸災害対策セクション策定マニュアル
- (10) PMGIR における海岸災害対策セクションの技術手引きのコンテンツ
- (11) SEA 報告書（最終版）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：ニカラグア国

案件名：海岸災害に強い地域作りのための事前防災投資促進プロジェクト

Project for Promotion of Disaster Risk Reduction Investment to Build Safe and Resilient Municipalities for Coastal Phenomena

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

- ニカラグアは地震、津波災害、風水害、土砂災害、火山災害など自然災害のリスクを抱えており、これら自然災害による人的・経済的損害は持続的な開発に大きな阻害要因となっている。かかる状況を踏まえ、JICAは1992年以降、地震、津波災害、火山災害対策、また防災行政の能力強化等防災分野において複数プロジェクトを展開してきた。
- 中米広域防災能力向上プロジェクト（以下、フェーズ1を「BOSAI1」、フェーズ2を「BOSAI2」）では、2つのフェーズで合計10年間（フェーズ1：2007-2012、フェーズ2：2015-2020）、他の中米諸国と足並みを揃えながらニカラグアのニーズに対応したコミュニティ防災普及の取り組みを行った。BOSAI1では、防災に関する国家機関及び自治体の組織体制の強化、コミュニティ防災計画の策定、災害リスクマップの作成を行った。BOSAI2ではBOSAI1の実績を引き継ぎつつ、2018年以降は、仙台防災枠組の優先行動2.「災害リスクガバナンスの強化」、グローバルターゲットe「国及び地方防災計画の策定数の増」に沿う形で、市総合防災計画（Plan Municipal de Gestion Integral de Riesgos: PMGIR）策定のためのガイドライン作成と市総合防災計画の実施状況のモニタリング、また津波リスクのある自治体（2市）を対象とした防災計画の改訂を支援する活動を行った。ニカラグア政府はこれらの成果を全国に普及する意向である。なお、PMGIR及び同ガイドラインはソフト対策に重点を置いており、今後は構造物対策の計画・実施を強化したい意向である。
- 構造物対策の計画・実施のためには、対象とする災害を特定し、対策を検討する必要があるが、冒頭に記載の通り、ニカラグアは多様な災害種によるリスクを抱えている。その中でも、海岸災害に関しては、1992年には太平洋沿岸で津波災害を経験し、死者170人、負傷者約500人、被災者約13,500人の被害が発生した。その他、太平洋及びカリブ海の両沿岸において波浪・高潮による災害、海岸侵食による影響を受けている。さらに、太平洋沿岸地域には、空港、石油精製所等が所在し、経済的にも重要な地域であり、防護の必要性が高い。また、ニカラグア政府はカリブ海側の開発に注力しているが、カリブ海側を襲うハリケーンは近年強大化しており（2020年Eta、Iota、2022年Julia等）、ハリケーンに伴う海岸災害対策が喫緊の課題となっている。
- ニカラグア「国家貧困撲滅計画（2022-2026年）」の「第4章 貧困撲滅のための人間開発」に「様々な気象現象と気候変動のインパクトへの対応策」の項目があり、防災は国の優先政策と位置付けられている。ニカラグアでは国家災害管理・防災機構（以下、SINAPRED）の指揮のもと防災事業が展開されているニ

カラグアにおける海岸災害リスク削減に向け、事前防災投資を推進するためには、SINAPRED に対して、自治体が構造物対策を含めた海岸災害対策施設計画等を適切に作成し、それを全国で実践するための指導力を強化する必要がある。このためには、BOSAI2 で作成した津波防災マップ等の災害情報や、「中米津波警戒センター能力強化プロジェクト（以下、「CATAC プロジェクト」）」による津波浸水予測情報を活用しながら、海岸保全基本戦略、海岸保全基本計画、海岸災害対策施設計画を策定し、これらの戦略・計画に沿った構造物対策の計画・設計を実践し、事前防災投資の体制を示すことが求められている。

(2) 防災セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略（グローバルアジェンダ/クラスター）における本事業の位置づけ

我が国は対ニカラグア共和国国別開発協力方針において「経済社会開発の促進と環境・防災への支援」を援助の基本方針として、「経済開発の促進に向けた基盤づくり」、「貧困層・地域における社会開発」、「環境保全と防災」の重点分野を展開している。JICAはこれら方針のもと、「マナグア首都圏開発」、「農村地域における経済活性化」、「社会サービス強化」「環境・防災プログラム」の四つの協力プログラムを設置している。

本事業は、上記対ニカラグア共和国国別開発協力方針の重点分野「環境保全と防災」の「環境・防災強化」協力プログラムに位置付けられるものである。JICA防災グローバルアジェンダ「防災・復興を通じたリスク削減」のクラスター①事前防災投資実現、クラスター②災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体制確立に貢献し、仙台防災枠組の優先行動1「災害リスクの理解」、優先行動2「災害リスクを管理する災害リスクガバナンスの強化」、優先行動3「強靱性のための災害リスク削減への投資」に沿った取組みである。また、JICA気候変動対策の「コベネフィット型気候変動対策」に沿った取組みである。

本事業は海岸災害対策を通じてニカラグア国の太平洋沿岸地域の重要施設への被害や災害リスクを削減することで、強靱な都市基盤を構築し、また都市が海面上昇等気候変動によって生じるリスクへ適応し、住み続けられる街づくりを推進することから、SDGs「ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

スイス開発援助庁（以下COSUDE）は「Earthquake Early Warning in Central Americaプロジェクト（2023年9月終了）」（以下EWARNICA）を実施し、中米3カ国の緊急地震・津波速報の普及促進に取り組んだ。また、JICAが2022年に実施した「中米・カリブ地域With/Post COVID-19社会における開発協力の在り方に関わる情報収集・確認調査」において取り組んだ「ニカラグア・EWBS受信環境拡大のための技術協力パイロット事業（2022年3月終了）」において、デジタル放送技術を活用した地震・津波警戒放送・緊急速報の普及部分でEWARNICAと連携した。

中米経済統合銀行（Central American Bank for Economic Integration: CABEL）は、本プロジェクトのパイロット候補市であるコリント市にて、海岸道路であるコリントバイパスプロジェクト（2023年7月着工、2025年3月完工予定）の実施、

エル・ブルフ（ブルーフィールズ）にて新港建設プロジェクト（約5億ドル）を承認、実施準備を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本プロジェクトはニカラグアにおいて、海岸保全基本戦略が関係機関より提案され、具体化され、事業化の準備が行われるとともに、自治体による海岸災害対策を推進するシステムが構築されることにより、海岸災害対策を推進するための枠組みの構築を図り、もって海岸災害対策推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

成果1、2：ニカラグアの太平洋・カリブ海沿岸

成果3、4：（パイロット市）太平洋岸及びカリブ海岸の4都市

パイロット候補市（県）：

- ・ 太平洋沿岸：Corinto（Chinandega）、San Juan Del Sur（Rivas）
- ・ カリブ海沿岸：Puerto Cabezas（RACCN）、Bluefields（RACCS）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ニカラグア国家災害管理・防災機構（SINAPRED）、ニカラグア国土地理院（INETER）、地方自治促進庁（INIFOM）、水産庁（INPESCA）、環境・天然資源省（MARENA）、運輸・インフラ省（MTI）、ニカラグア大統領府気候変動対策室（SCCP）、港湾公社（EPN）、パイロット自治体

最終受益者：ニカラグア国民

(4) 総事業費（日本側）

3.5億円（暫定）

(5) 事業実施期間

2024年3月～2027年2月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

ニカラグア国家災害管理・防災機構（SINAPRED）をカウンターパートとし、ニカラグア国土地理院（INETER）、地方自治促進庁（INIFOM）、水産庁（INPESCA）、環境・天然資源省（MARENA）、運輸・インフラ省（MTI）、ニカラグア大統領府気候変動対策室（SCCP）、港湾公社（EPN）が協力する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 60 人月）：総括／海岸保全、ハザード分析（津波、高潮、高波）、海岸メカニズム／海岸侵食、リスク分析／評価、海岸災害緩和策、海岸構造物計画／設計、地方防災計画／ガイドライン、沿岸地域開発、環境社会配慮、組織化／全国普及

- ② 研修員受け入れ：海岸保全、総合防災

2) ニカラグア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② プロジェクト事務所（SINAPRED）及び事務所用資機材（什器、家具等）会議用スペースの提供
- ③ 事務所の光熱水費、インターネット接続
- ④ カウンターパートの旅費・交通費等

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- 中米広域防災能力向上プロジェクト（フェーズ 1：2007-2012、フェーズ 2：2015-2020）：本プロジェクトでは、パイロットサイトにおいて自治体レベルの海岸災害対策計画を、BOSAI2 で改定された PMGIR ガイドラインへ追加を行う形で策定する。また、自治体レベルの海岸災害対策コンテンツ作成のための研修教材を作成することで、SINAPRED の主導のもとニカラグアで PMGIR 策定推進を支援する。
- 「中米津波警戒センター能力強化（CATAC）プロジェクト（2016-2019）」：CATAC プロジェクトの C/P であった INETER がプロジェクトを通じて技術移転された津波浸水予測を活用し、津波ハザード分析を行う。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

- パイロット市において海岸災害対策施設計画及び自治体レベルの海岸災害対策を検討する際は、CABEI によるコリントバイパスプロジェクト、エル・ブルフ新港建設プロジェクト等実施中のプロジェクトの影響を考慮する。また、海岸災害基本戦略（ドラフト版）、海岸災害基本計画（ドラフト版）の策定後、これらの戦略・計画が他ドナーによる沿岸域での援助活動に反映される様働きかけを行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：A
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を受けやすい地域に該当するため。
- ③ 環境許認可：本体プロジェクトで確認。なお、詳細策定計画調査時において、対象地域が新たに追加されたことに伴い、環境・社会面の詳細な調査は技術協力プロジェクト内で実施する予定。
- ④ 汚染対策：本体プロジェクトで確認
- ⑤ 自然環境面：対象地域周辺であるカリブ海岸付近には保護区、そして太平洋岸の海岸は保護区の指定はないものの、ウミガメや渡り鳥の営巣地がある。

詳細は本体プロジェクトで確認。

- ⑥ 社会環境面：本体プロジェクトで確認。なお、用地取得や非自発的住民移転が伴う計画の策を行う場合は、JICA ガイドラインに沿った計画となるように留意する。
- ⑦ その他・モニタリング：戦略的環境アセスメントの実施を通じ、本体プロジェクトでモニタリング項目を確認。なお、本体プロジェクトで戦略的アセスメントを実施すること、また環境社会配慮の検討結果をプロジェクトの計画決定に適切に反映することに関しては、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

- 人間の安全保障：保護と能力強化
- 気候変動：気候変動適応策（副次的目的）に資する。
- 自由で開かれたインド太平洋：連結性向上等による経済的繁栄の追求
- 質の高いインフラ投資：ライフサイクルコストからみた経済性分析

3) ジェンダー分類：GI (S)（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容/分類理由>

ニカラグアでは男女平等を国家政策として推進しており、全ての施策はジェンダー平等に資するよう検討される必要があることを調査にて確認したことから、本事業では、女性を対象としたステークホルダーミーティングを通じてジェンダーニーズを把握し、海岸防護対策や構造物対策の検討において当該ニーズに対応する他、優先プロジェクト決定のための有効性・コスト評価にジェンダー視点を含めるため。また、予定されている本邦研修では研修員の選定においてジェンダーバランスを考慮する。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

海岸災害対策が推進される。

指標及び目標値：

- 国レベルの海岸保全基本戦略と同基本計画がニカラグア政府により承認される。
- パイロット海岸において海岸災害対策施設計画のプロジェクトが実施されるか、またはフィージビリティ調査段階になる。
- 市総合防災計画（PMGIR）の改定ガイドラインに基づき、PMGIR の海岸災害対策セクションを実施する市が増える。
- 市レベルの海岸災害対策事業がXX市で実施される。

※指標における数値はベースライン調査を踏まえ決定する。

(2) プロジェクト目標：

ニカラグアにおいて国・自治体レベルで海岸災害対策を推進するための枠組みが構築される。

指標及び目標値：

- 関係機関による調整機能の基本合意とともに、国レベルの海岸保全基本戦略案が SINAPRED により、承認される。
- 海岸保全基本計画案が SINAPRED により承認される。
- 海岸災害対策施設計画の優先プロジェクトの資金計画が SINAPRED 内で承認される。
- プロジェクトで作成されたコンテンツを使用して、普及／研修計画が SINAPRED により決定され、承認される。
- PMGIR に基づき、市を支援するための予算メカニズムが SINAPRED で提案される。

(3) 成果：

成果 1：海岸保全基本戦略が関係機関より提案される。

成果 2：海岸保全基本戦略の考えが太平洋・カリブ海沿岸の特性に対応し、具体化される。

成果 3：海岸の特性に応じた対策が理解され、関係機関により事業化の準備が行われる。

成果 4：自治体による海岸災害対策を推進するシステムが構築される。

(4) 主な活動：

- 1-1. ニカラグアでの海岸災害（津波、高潮、高波、海岸侵食）に関するデータ収集と現状分析
- 1-2. 沿岸域の環境、利用及び開発に関するデータ収集と現状分析
- 1-3. 海岸管理に関する関係機関と、各機関の責任に関する分析
- 1-4. 国レベルの海岸保全基本戦略で検討すべき課題に関する調査
- 1-5. 国レベルの海岸保全基本戦略案の作成
- 1-6. 海岸保全基本戦略に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

- 2-1. 全国レベルのハザード分析
- 2-2. ハザード曝露（曝露範囲における人口・資産など）を含む沿岸地域の土地利用、開発計画、海岸災害による被害状況の現状分析
- 2-3. 環境社会配慮に係る検討（戦略的環境アセスメント（SEA）等）を行った上で、防護可能な沿岸地域の特定
- 2-4. 活動 2-3. で特定された地域にふさわしい緩和方針の決定
- 2-5. 活動 2-1. から 2-4. の成果を基に海岸保全基本計画の策定
- 2-6. 海岸保全基本計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

- 3-1. パイロット市において、市レベルで防護可能な海岸の特定
- 3-2. ジェンダー平等を考慮した実施可能な防護対策の特定と代替案の検討
- 3-3. 環境社会配慮に係る検討（SEA等）を行った上で、実施可能な代替案の評価
- 3-4. 活動3-1. から3-3. を基に最適な対策を決定

- 3-5. 活動3-1.から3-3.の成果を基に、海岸災害対策施設計画の策定
- 3-6. 優先プロジェクトの予算措置に関する調査
- 3-7. 海岸災害対策施設計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

- 4-1. パイロット市におけるジェンダー平等を考慮した構造物対策の検討
- 4-2. パイロット市での優先プロジェクト決定のためのジェンダー平等の観点からの有効性とコスト評価
- 4-3. パイロット市でのPMGIRへの海岸災害対策セクションの統合
- 4-4. 活動4-3.を基に、パイロット市での各事業の予算計画作成
- 4-5. 海岸災害対策のセクションをPMGIRに統合するための研修コンテンツと、ガイドラインをSINAPREDが準備
- 4-6. PMGIRに基づく予算メカニズムを準備
- 4-7. 市レベルでの海岸災害対策と緩和策の計画に関するセミナー／ワークショップ等の能力強化活動

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - ・ INETER、INIFOM、INPESCA、MARENA、MTI、SCCP、EPN を含めた政府がプロジェクト実施を支持する。
- (2) 外部条件
 - ・ 政治的観点から、防災の優先度が低下しない
 - ・ ニカラグアにおいて、大規模な自然災害が発生しない。
 - ・ カウンターパート機関での大規模な組織改編やプロジェクトメンバーの離職が起らない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

本プロジェクトでは、ナレッジ教訓シート「防災2 防災担当機関の能力向上支援にあたって留意すべき事項（基本的要件）」、「防災5 地方の防災活動推進のための中央政府機関の役割」と関連がある。同シートでは【財務面、人員体制と専門性】をリスク要因とし、対応策として『③権限、中央・地方に配置される職員の体制と能力、予算、等）を確認し、プロジェクト終了時及び協力後のあるべき姿の目標を援助側、被援助側双方で共有する。』とある。

また、【地方における防災計画や防災活動の実効性の確保】もリスク要因とし、対応策として『⑤ 地方政府間の情報共有への中央政府の防災担当機関による支援:モデルとなる防災活動を行っている地方政府機関の紹介セミナーやスタディツアー等を中央政府の防災担当機関が企画し、グッド・プラクティスの普及に務める。』とある。

BOSAI2では、ニカラグアの上意下達の慣習、中央機関で策定したガイドを全国に指示を出し、一斉に実施をする方針とパイロット的に特定のサイトで活動を実施し、優良事例を構築、全国に展開するという手法が馴染まないことが指摘された。BOSAI2では、ニカラグアの慣習を最大限に配慮し、中央機関で教材、ガイド、マニュアルの作成をし、パイロット地域でそれらを運用・検証するという手法をとったが、自治体の実情を反映しきれていないものとなり、修正に時間を要した。その結

果、PMGIRの改訂版は、レオン、サン・フアン・デル・スルのパイロット対象2都市で改訂されたが、他の都市には広がっていない。本事業では、この教訓を生かし、他地域での展開を見据えた活動を行うことが必要である。SINAPRED、地方政府の能力を強化し、他地域にも広げる準備として、各成果のもとに、セミナー／ワークショップ等の能力強化活動が設定されている。また、成果2の活動において、成果3、4で対象とならない都市での海岸災害対策案を示すことで、パイロット対象外の地域での海岸災害対策推進を目指す。

7. 評価結果

本事業は、ニカラグアの開発課題並びに我が国及びJICAの協力量針に合致している。特にSINAPREDを中心に整備された避難計画等非構造物対策に海岸保全基本戦略や土地利用計画の整理、構造物計画等の対策が加わることで、効果的な海岸災害対策が実施できることから、SDGs「ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献すると考えられ、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始6カ月以内 ベースライン調査
事業終了3年後 事後評価

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会

合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/Pと共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

- 上記専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。

ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

施工時の工事安全対策に関する検討

(建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合)

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書及びワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：海岸防災に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

業務主任者／〇〇 ※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年2月に業務を開始し、2027年4月に終了を予定している。前述のとおり、2つの期間に分けた業務を想定している。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行う。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 52 人月

(本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.8を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。)

※ 業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全34回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 被害調査（第1期のみ）
- 高潮・波浪計算（第1期のみ）
- SEA 調査支援（ステークホルダー協議の開催支援、ベースライン調査、情報収集・整理等）（第1期、2期共に）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 詳細計画策定調査時の協議議事録（M/M）
- 討議議事録（R/D）
- ニカラグア国海岸災害に強い地域づくりのための事前防災投資促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 事務所収集資料（地方防災計画）

2) 公開資料

- 「北米・中南米地域中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」事業完了報告書 (https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12365268_01.pdf)
- 「ニカラグア国中米津波警報センター能力強化プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12362208.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員を、外務省「たびレジ」に登録する。宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力避けること。現地業務期間中は外務省・大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動をとり、安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関への協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取ること。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」

(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】262,681,000円(税抜)

以下(4)の定額計上分 22,817,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記

のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	被害調査	「第2章 特記仕様書案第5条業務の内容(5)現地再委託」	5,000,000円	被害調査一式(第1期)	再委託
2	高潮・波浪計算	「第2章 特記仕様書案第5条業務の内容(5)現地再委託」	10,000,000円	高潮・波浪計算一式(第1期)	再委託
3	SEA調査支援(ステークホルダー協議の開催支援、パイロット市における環境社会に関する)	「第2章 特記仕様書案第5条業務の内容(6)その他」	3,000,000円	SEA調査支援一式(第2期)	再委託

	るベースライン調査、情報収集・整理等)				
4	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	直接経費と受入期間の業務人月（海岸メカニズム／海岸侵食分野、3号を想定）0.8人月分の報酬	4,217,000円 内訳： 報酬 2,717,000円 実施経費 1,500,000円	技術研修費（一式）	報酬 国内業務費
5	現地セミナーにおける実施経費（会場設営、資料印刷等）		600,000円	一式	

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ヒューストン⇄マナグア（ユナイテッド）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

以上

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(25)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法： Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。